

議案第 6 7 号

羽曳野市水道事業給水条例及び羽曳野市下水道条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市水道事業給水条例及び羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

災害その他非常の場合は、他の市町村長等の指定を受けた者が給水装置及び排水設備等に関する工事を行うことができるようにするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業給水条例及び羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市水道事業給水条例(昭和 38 年羽曳野市条例第 231 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、本市以外の水道事業者(法第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を經營する者をいう。)又は当該水道事業者から法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた者(以下「他の水道事業者等」という。)も給水装置工事を施行することができる。

第 9 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者及び他の水道事業者等」に改める。

(羽曳野市下水道条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市下水道条例(昭和 63 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、本市以外の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)から排水設備等の新設等の工事(除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。)の設計及び施工を行うことができる旨の指定その他これに類するものを受けた者は、当該工事の設計及び施工を行うことができる。

第 12 条第 1 項第 1 号中「。以下「施行令」という。」を削る。

第 27 条第 2 項第 4 号中「(昭和 27 年法律第 292 号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

新旧対照表

新	旧
第 1 条関係 羽曳野市水道事業給水条例 (工事の施行) 第 9 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、本市以外の水道事業者(法第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を営営する者をいう。)</u>又は<u>当該水道事業者から法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた者(以下「他の水道事業者等」という。)</u>も給水装置工事を施行することができる。 2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者及び他の水道事業者等</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3～5 省略 以下省略 第 2 条関係 羽曳野市下水道条例 (排水設備等の工事の施行) 第 7 条 排水設備等の新設等の工事(除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。)の設計及び施工は、規則で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、本市以外の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>から排水設備等の新設等の工事(除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。)の	第 1 条関係 羽曳野市水道事業給水条例 (工事の施行) 第 9 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3～5 省略 以下省略 第 2 条関係 羽曳野市下水道条例 (排水設備等の工事の施行) 第 7 条 排水設備等の新設等の工事(除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。)の設計及び施工は、規則で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行うことができない。

<u>設計及び施工を行うことができる旨の指定その他これに類するものを受けた者は、当該工事の設計及び施工を行うことができる。</u> 第 8 条～第 11 条 省略 第 12 条 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又はその他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。 (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値(同条第 3 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値) (2)～(7) 省略 2 省略 第 13 条～第 26 条 省略 (占有) 第 27 条 1 省略 2 市は、前項の占有の許可を受けた者から、占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)～(3) 省略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 省略 以下省略	第 8 条～第 11 条 省略 第 12 条 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又はその他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。 (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号。<u>以下「施行令」という。</u>)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値(同条第 3 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値) (2)～(7) 省略 2 省略 第 13 条～第 26 条 省略 (占有) 第 27 条 1 省略 2 市は、前項の占有の許可を受けた者から、占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)～(3) 省略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 省略 以下省略
--	--